

申し込みに必要な書類

①・②・③. 町営住宅入居申込書・参考資料・同意書 【全員必須】

必要事項をご記入の上、必ずご提出下さい。

④. 健康保険証の写し 【全員必須】

社会保険証・組合保険証・船員保険証・国民健康保険証等を持参し、ご提示ください。
(または原本をコピーしたものを提出下さい。)

⑤. 住民票謄本 【全員必須】

入居予定家族全員が記載されているもので、続柄の確認ができるものを提出してください。

⑥. 納税証明書(未納がない証明) 【全員必須】

官公庁発行の(国民健康保険税を含む)の納税証明書を提出してください。

⑦. 収入を証明する書類 【全員必須】

◎ 入居しようとする親族で、現在収入のある方は全員、下記区分に該当する書類を提出して下さい。

給与所得者 (サラリーマン)	官公庁発行の <u>所得証明書</u> 、または直近の <u>源泉徴収票</u> を提出して下さい。 ※ ただし、今年新たに就職・転職された方については、所定の用紙に勤務先から証明を受けて下さい。(勤務証明書)
事業所得者 (自営業者)	官公庁発行の <u>所得証明書</u> 、または直近の <u>申告書の写し</u> (受付印のあるもの)を提出して下さい。 ※ 1月2日以降に事業を始められた方は収支明細書に記入の上、提出して下さい。
年金・恩給 受給者	官公庁発行の <u>所得証明書</u> を提出して下さい。 ※ 1月2日以降に年金等を受給開始された方は、証明書の写し又は年金等のハガキを提出して下さい。

◎ 今年新たに就職・転職をされた方については、所定の用紙に勤務先から証明を受けて提出して下さい。
(勤務証明書)

⑧. 家賃通帳等 【該当者のみ】

現在の借家・アパートの家賃が証明できる書類（領収書、契約書、振込先の預金通帳等）をご提示ください。

⑨. 婚約証明書 【該当者のみ】

入居予定日から3ヶ月以内に結婚される方は、証明書に必要事項を記入押印して提出してください。

⑩. 退職予定証明書 【該当者のみ】

入居予定家族の中で、受付期間の末日までに退職される方がいる場合は、退職予定証明書を勤務先から発行してもらい提出してください。

⑪. 無職証明書 【該当者のみ】

無職者（16歳以上の社会人で無職の家族）は、地区の民生委員から無職証明書を受けて、提出してください。

⑫. 身障者手帳等の写し 【該当者のみ】

心身障害者のいる世帯は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・その他障害者であることが証明できる書類を持参し、ご提示ください。（または原本をコピーしたものを提出下さい。）

⑬. 自活状況申立書 【該当者のみ】

単身で申し込まれる方は、「自活状況申立書」に必要事項を記入押印して提出してください。

※1 生活保護適用者は、福祉事務所長の証明書を提出してください。

※2 その他必要に応じて書類を提出していただく場合もあります。

申 込 資 格

1. 高齢者や障害者の方を除き、**原則として一緒に住む親族等があること。**
2. **条例に定める収入が、特別な場合を除き月額15万8千円を超えないこと。**ただし、この場合の収入月額とは、給与月額ではなく、所得控除後の金額から、各扶養等控除を差し引いた後の金額になります。詳しくは係へお問合せ下さい。家賃は収入月額によって変動します。
3. 現在、住宅に困っていることが明らかな者であること。
持ち家やアパートを所有している方は原則として申し込みできません。
4. 税金を滞納していないこと。
5. 入居申込者及び同居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

町営住宅募集のしおり

■ 申込書類一覧表

No.	書類名	全員提出	該当者のみ提出	備考
①	町営住宅入居申込書	○		別紙
②	参考資料	○		別紙
③	同意書	○		別紙
④	健康保険証の写し	○		
⑤	住民謄本	○		
⑥	納税証明書	○		未納がない証明書
⑦	収入を証明する書類	○		所得証明書、源泉徴収票など
⑧	家賃通帳等		該当する者	借家・アパートの方
⑨	婚約証明書		該当する者	結婚予定の方
⑩	退職予定証明書		該当する者	
⑪	無職確認願		該当する者	民生委員より証明を受ける
⑫	身障者手帳等の写し		該当する者	
⑬	自活状況申立書		該当する者	単身入居希望の方

※ 詳しくは、「申込に必要な書類」に記載

【注意事項】

■ 入居申込にあたり下記事項は必ず守ってください。

- (1) 駐車場は1台分の駐車スペースしかないので、2台以上車を所有している場合は必ず民間の駐車場を確保すること。
- (2) 団地内でペットは飼わない。
- (3) 団地内の他の入居者に対して、迷惑を及ぼすような行為は行わない。
- (4) 入居申込者及び同居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■ 住宅入居決定の際の連帯保証人は、原則として東彼杵町内に居住する親族2名で、下記事項を満たす方となっています。

- (1) 独立した生計を営んでいること。
- (2) 一定の職業(パート可)を有し、収入が入居者と同等以上であること(概ね60才以下の者～年金受給者は該当しません)
- (3) 世帯主またはそれに準ずる者であること(生計維持の中心者)
- (4) 税その他公共料金等の滞納者でないこと

■ 入居者の際には、敷金(家賃の3ヵ月分)が必要です。

※ 不明な点がございましたら、東彼杵町役場 建設課管理係へお尋ねください。

(TEL 0957-46-1111 内線44)